

第8章

市民・事業者の環境行動指針

8-1 緑や水辺が身近に感じられる、自然と共生するまちを目指して

8-2 安心・安全に暮らせる、環境に負荷を与えないまちを目指して

8-3 都市としての魅力があふれる、快適なまちを目指して

8-4 低炭素社会の構築に向けた、地球環境に負荷を与えないまちを目指して

8-5 環境配慮行動の実践者を拡大し、みんなで環境を育てるまちを目指して



第8章 市民・事業者の環境行動指針

印西市が目指す将来環境像の実現には、市としての環境施策を充実させていくとともに、市民の日常生活や事業者の事業活動において、常に環境への配慮や環境保全・創造に向けた取り組みを実践していくことが必要です。

以下の環境行動指針を参考に印西市の全市民・全事業者が常に環境へ配慮しながら、市民・事業者・市の三者協働による、将来環境像の実現を目指すものとします。

8-1 緑や水辺が身近に感じられる、自然と共生するまちを目指して

(1) 緑や水辺を守り育てよう

①市民の環境配慮行動

- 里山の現状や保全の仕方を理解するとともに、維持管理活動や観察会に参加します。
- 低農薬や有機農業で栽培された農作物の購入や地産地消を積極的に取り入れ「ふるさと農園」の利用等で農業にふれあう機会を持ちます。
- 皆が気持ちよく水辺と触れ合えるように、水辺を汚さない利用を心がけます。



②事業者の環境配慮行動

- 樹林地の減少につながる開発や残土の埋め立てを控えるなど、所有している樹林地を将来にわたり良好に保つよう努めます。
- 有機栽培など環境保全型農業や地産地消に取り組み、担い手の育成に努めます。
- 水辺空間を改変する際は、多様な自然が保たれるよう配慮した工法に努めます。



(2) 生きものと共存しよう

①市民の環境配慮行動

- 生きものの生息環境の理解と保全に努めます。
- ペットなどの生物は、最後まで責任を持って面倒をみます。



②事業者の環境配慮行動

- 建設・土木工事は生態系に配慮した工法や時期の選択に努めます。
- 堆肥の有効利用などを行い、化学肥料や化学合成農薬の使用を減らします。
- 法律で禁じられている鳥獣の販売はしません。



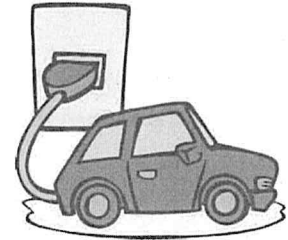
8-2 安心・安全に暮らせる、環境に負荷を与えないまちを目指して

(1) 生活環境に不安がないまちを目指そう

①市民の環境配慮行動

—大気—

- 家庭でごみの焼却はしません。
- 市と連携して、広域的な大気汚染や悪臭防止に努めます。
- 低公害車を購入・使用するよう努め、環境にやさしい運転（エコドライブ）の実践に努めます。



—水質—

- 食器を洗う際には、洗う前に油分や汚れを新聞紙などで拭き取り、汚水の抑制に努めます。
- 洗剤やシャンプーなどは使いすぎに注意し、適量を心がけます。
- 廃食用油を石鹸・洗剤・バイオディーゼル燃料などの原料として活用し、資源の有効利用に努めます。
- 公共下水道処理区域では、公共下水道に速やかに接続し、公共下水道未整備地域では、合併処理浄化槽を設置し、維持管理を適正に行います。



—騒音・振動—

- 地域別での生活騒音防止ルールづくりに努めます。
- ピアノ、カラオケの使用やペットの鳴き声によって、近隣に迷惑をかけるないようにします。



—その他—

- 産業廃棄物の不法投棄や不正な残土の埋立てなどを発見した場合、市に通報します。
- 悪臭防止のために基本的なルールを守るとともに、悪臭を放つ施設などがあつた場合は、市に通報します。
- 適度な照明により、近隣に迷惑をかけるないようにします。



②事業者の環境配慮行動

—大気—

- 低公害車の導入や環境にやさしい運転（エコドライブ）の実践に努めます。
- 工場・事業場などからの排出ガスを適正に処理し低減するとともに、ばい煙発生施設の適正な維持管理に努めます。



—水質—

○工場・事業場などからの排水を適正に処理し、水質汚濁物質の排出防止に努めます。

○飲食業では、調理くずや油を排水に流さないように努め、環境にやさしい洗剤を適正量で使用します。

○地下水を採取する場合は、その周辺の地盤沈下や水位の低下への影響を考慮し、水資源の保護に十分留意するとともに、水の有効利用及び節水に努めます。



—騒音・振動—

○近隣の環境に配慮した作業時間の設定や、遮音壁の設置、低騒音型機械の使用などにより、騒音・振動の発生防止に努めます。

○悪臭を放っていないか定期的に臭気を測定し、悪臭を発生している場合は発生源を調査し、施設及び使用する物質から悪臭防止に努めます。



(2) 有害物質の排出・侵入を防ごう

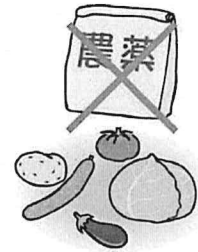
①市民の環境配慮行動

—有害化学物質—

○緑の維持・管理には除草剤をなるべく使用せず、殺虫剤・殺菌剤も必要以上に使用しません。

○有害化学物質を発生させる恐れのあるものは購入しないように努めます。

○家庭で使用する化学物質などの情報を収集し、適切に活用します。



—放射性物質—

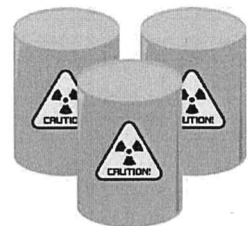
○放射線に関する正しい知識を得て、冷静に判断します。



②事業者の環境配慮行動

○工場・事業場における有害化学物質の保管・使用・輸送・廃棄など適正な管理に努めます。

○有害化学物質の使用を抑制するとともに、有害化学物質の使用・排出実態について、情報提供に努めます。



8-3 都市としての魅力があふれる、快適なまちを目指して

(1) 快適で住みよいまちにしよう

①市民の環境配慮行動

- 公園を積極的に利用して、自然に親しむとともに、生垣や植栽等により、居住地内緑化に努めます。
- ごみやタバコのポイ捨ては絶対にせず、ペットの散歩などで生じたフンなどは必ず持ち帰ります。
- 「ゴミゼロ運動」、「クリーン伊西推進運動」など地域の清掃活動に積極的に参加します。
- まちに調和した景観保全活動に積極的に参加します。



②事業者の環境配慮行動

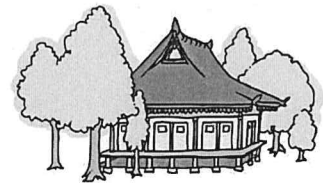
- 事業所の敷地や周辺を定期的に清掃します。
- 屋外広告物を設置する時は、周辺の景観に配慮し、良好な景観が保たれるよう配慮します。
- 所有地の適切な管理を行い、不法投棄の防止に努めます。



(2) 歴史・文化が感じられるまちにしよう

①市民の環境配慮行動

- 地域の祭りや伝統行事に積極的に参加します。
- 巨樹・巨木林、屋敷林・社寺林の保全に協力します。
- ガイドマップなどを活用し、歴史や文化財に積極的にふれるようにします。



②事業者の環境配慮行動

- 開発工事の際は、文化財や樹木の移設を避け、周辺との調和を図ります。
- 地域の祭りや伝統文化には事業者として積極的に参加します。



8-4 低炭素社会の構築に向けた、地球環境に負荷を与えないまちを目指して

(1) 地球にやさしいまちをつくろう

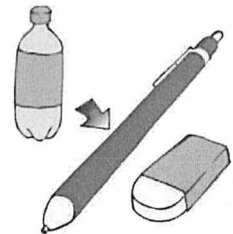
①市民の環境配慮行動

- 「環境家計簿」などを通して電気、ガス、水道、ガソリンなどの省エネルギーに努めます。
- 太陽光発電システム・太陽熱利用システム等の再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入を検討します。
- 外出の際には、徒歩や自転車、公共交通機関を利用し、自家用車の利用は控えます。
- 急発進や空ぶかしをせず、**アイドリングストップ***などのエコドライブを心がけます。
- 服装や窓の開け閉めなどで工夫し、部屋の冷暖房をなるべく控えます。
- 節電対策として、緑のカーテン・よしず・すだれなどの対策を実施します。
- 節水コマ***や節水シャワーヘッドなどの節水型機器を導入し、家族で話し合いながら節水に取り組みます。



②事業者の環境配慮行動

- 太陽光発電システムや太陽熱利用設備の導入など、積極的な再生可能エネルギー設備の導入に努めます。
- 節電・節水に努め、空調や照明などは省エネルギー型機器を導入し、エネルギーの使用削減に努めます。
- 緑のカーテンや屋上緑化など事業所や敷地内の緑化に努めます。
- 物品を購入する際は、リサイクル製品や分別廃棄が簡単な製品などを選びます。
- 車両を導入する際は、低公害・低燃費車を選びます。



(2) 資源循環型のライフスタイルを実践しよう

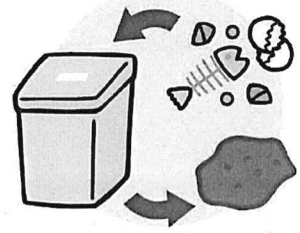
①市民の環境配慮行動

- 買い物に出かけるときはマイバッグを持参し、レジ袋などをもらわないようにします。
- ごみの分け方や出し方を守り、ごみを適正に処理します。
- 不用な商品を購入しないよう努め、商品をできる限り長く使用します。
- ごみの減量や資源化に取り組んでいる店舗（エコショップ協力店）を利用し、**エコマーク商品***、リサイクル商品の購入を積極的に進めます。
- 過剰包装を断り、詰め替え製品などのごみの出にくい製品を購入します。
- エコ・クッキング***や食べ残しを出さないよう心がけ、生ごみは減容化として水切り・乾燥化に心がけます。
- フリーマーケットなどに参加し、不用品の交換、リサイクルを積極的に行います。



②事業者の環境配慮行動

- 堆肥の有効利用や農業用廃プラスチックのリサイクルなどを行い農業廃棄物の減量に努めます。
- 建設資材には再生資材や再生できるものを使用し、建設副産物は全て再資源化します。
- 製品の梱包・包装の簡素化を進め、詰め替え製品などのごみの出にくい製品を開発します。
- 環境配慮型商品の利用促進、マイバッグ運動の推進等を消費者へ呼びかけます。
- 廃棄物は分別した後、処理業者に委託するなど適切に処理します。



8-5 環境配慮行動の実践者を拡大し、みんなで環境を育てるまちを目指して

(1) 環境を考え行動をする人を育てよう

①市民の環境配慮行動

- 環境に関するイベント、施設見学会等に積極的に参加し、環境の現状を理解し学びます。
- 環境に関する図書、教材、テレビ、新聞及び「印西市環境白書」を通じて環境に関する知識を高めます。



②事業者の環境配慮行動

- 職場に環境保全の担当者又は担当組織を設置し、従業員の環境への意識を高めるため、研修や勉強会を開きます。
- 事業所で行う環境保全の取り組みや情報などを市民に公開するとともに、専門知識や技術などを活かし、地域の環境学習を支援します。



(2) 環境配慮行動の実践を促すしくみをつくろう

①市民の環境配慮行動

- 環境に関して得た情報を家庭や子どもたちと話し合い実践につなげます。
- 日常生活の中で気がついた環境保全の工夫を活かし、みんなで取り組みます。
- 環境モニターに参加するなど、環境に関する情報を収集し、その評価をします。
- 環境保全を図るNPOなどの市民活動団体に積極的に参加するとともに、意見交換の場などに参加し意見を述べます。



②事業者の環境配慮行動

- 社員の環境活動の参加を推奨し、市民・市と協力しながら地域ぐるみで環境保全活動を行います。
- 環境関係の法律や条例、地域との協定などの最新情報を把握するとともに、法の順守を徹底します。

